令和元年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

		•	<i>-</i>	- رم	<i></i>		'	13 1	- <i></i>		1 		1772		
招	集	月	日	令和	元年	9月6	6 日	(金)							
会	議	場	所	市役	:所	5階	理	事者控	室						
開	会	日	時	令和	元年	9月6	6 日	(金)	午前	[8時	58分				
散	会	日	時	令和	元年	9月6	日	(金)	午後	:4時	53分				
委	Į		長	市ノ	Ш	徳 匆	<u> </u>								
委員会出席委員															
委	員		長	市ノ	Ш	徳 匆	<u> </u>								
副	委	員	長	芝	嵜	和女	子								
委			員			慎生		田	中	克	美	秋	谷	修	
委員会欠席委員															
議			長												
委	員夕	卜議	員	なし	,										
傍	聑	艺	者												

議題

議案番号	議 題 名	審査結果
第73号	鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第74号	鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設設置及び管理条例の一部を改 正する条例	原案可決
第75号	鴻巣市人工地盤上に設置される公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第76号	鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第77号	市道の路線の認定について	原案可決
第78号	鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
第79号	鴻巣市上水道給水条例等の一部を改正する条例	原案可決
第90号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会 に付託された部分	原案可決
第93号	令和元年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別 会計補正予算(第1号)	原案可決
第94号	平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会 に付託された部分	原案可決
第96号	平成30年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	原案可決
第98号	平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	原案可決
第99号	平成30年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業 特別会計決算認定について	原案可決
第101号	平成30年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第102号	平成30年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定に ついて	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	大	塚	泰	史
都市建設部副部長	三	村		正
都市計画課長	島	村	信	行
都市計画課副参事	堀		岳	夫
建築住宅課長	関	口	敬	_
建築住宅課副参事	中	島	隆	晶
都市建設部参事兼市街地整備課長	清	水	千	之
市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長	中	越	好	康
都市建設部参事兼道路課長	中	根	治	人
道路課副参事	大	堀	勝	彦
下水道課長	Щ	崎	眞	也
下水道課副参事	原	口	登記	ま美
都市建設部参事兼水道課長	矢	部	正	樹
水道課副参事	原	口		均
都市建設部参与兼産業団地プロジェクト	福	田	順	_
産業団地プロジェクト課長	戸り	ヶ崎		徹
and the first party and th	Ner*		1-1-	

 吹上支所長
 瀬 山 慎 二

 川里支所長
 関 根 和 俊

 書記
 小野田 直 人

 書記
 中 島 達 也

(開会 午前8時58分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。 秋谷修委員と川崎葉子委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第73号 鴻巣市都市公園条例の 一部を改正する条例、議案第74号 鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設設 置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第75号 鴻巣市人工地盤上 に設置される公園条例の一部を改正する条例、議案第76号 鴻巣市建築 確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第77号 市道の 路線の認定について、議案第78号 鴻巣市下水道条例等の一部を改正す る条例、議案第79号 鴻巣市上水道給水条例等の一部を改正する条例、 員会に付託された部分、議案第93号 令和元年度鴻巣都市計画事業北新 宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第94号 平 成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された 部 分 、 議 案 第 9 6 号 平 成 3 0 年 度 鴻 巣 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 決 算 認 定について、議案第98号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地 区画整理事業特別会計決算認定について、議案第99号 平成30年度鴻巣 都 市 計 画 事 業 広 田 中 央 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 決 算 認 定 に つ い て、議案第101号 平成30年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認 定について、議案第102号 平成30年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分 及び決算認定についての議案15件であります。

これを直ちに議題といたします。それでは、審査の方法についてお諮りをいたします。初めに、議案第77号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第73号から議案第75号までの使用料に係る3議案について一括して審査を行います。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。な

お、議案第94号の一般会計決算認定については、歳入歳出を一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長)ご異議なしと認め、決定をいたします。

初めに、議案第77号 市道の路線の認定について、執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第77号 市道の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

それでは、路線の認定、3路線についてご説明いたします。議案及び本 日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらん いただきたいと思います。

図面ナンバー1の市道認定図をごらんください。市道A-432号線でございますが、起点を鴻巣市人形4丁目2739番1地先とし、終点を鴻巣市人形4丁目2733番10地先とします。幅員4.5メートル、延長93.7メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー 2、市道認定図をごらんください。 市道 B — 529号線でございますが、起点を鴻巣市松原 4 丁目 4900番 19地先 とし、終点を鴻巣市松原 4 丁目 4900番 1 地先とします。幅員 5 メートル、 延長 107.48メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー3、市道認定図をごらんください。 市道吹1128号線でございますが、起点を鴻巣市榎戸2丁目235番地先と し、終点を鴻巣市榎戸2丁目238番7地先とします。幅員5メートル、延 長79.49メートルの路線でございます。

以上3路線につきましては、いずれも開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いい たします。 (委員長)以上で説明が終わりましたので、これより現地視察のため、 暫時休憩をいたします。

(休憩 午前9時05分)

 \Diamond

(開議 午前11時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第77号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 77号、3カ所現地を視察してまいりました。聞きたいことはいっぱいあるのですが、ちょっと時間も限られておりますので、まず鴻巣市、開発のときの道路幅は4メートル以上ということだったと思うのですが、今回の議案で人形4丁目は4.5メートル、松原と榎戸はメーカーというか、業者がファイブイズホームで5メートルだったと思うのですが、その道路幅についての流れというか、傾向というか、最近の開発の中でどの幅が多いのかというのをちょっとわかっている範囲で、およそでいいのですが、教えていただきたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長)開発面積と道路幅員の関係のご質問だと思うのですけれども、鴻巣市の開発事業指導要綱によりますと1,500平米未満は4.0メートル以上、1,500平米以上6,000平米未満は4.5メートル以上、6,000平米以上1万平米未満については5.5メートル以上となっております。今回のやつに関しましては、ほとんど4メートルでも大丈夫なのですけれども、開発業者さんのほうで5メートルにしたりとか4.5メートルにしたりとか、そういった区画を売るためのというか、今後の生活を考えてのメーターを考えたものだと思われます。

(田中)次に、本下水のマンホールぶたが北本境の松原4丁目においては小さかったと思うのですが、その辺、あと宅内ますについてもちょっと1件だけ旧式の大きいのがあって、あとは全部小さい、宅内ますのほうも小さかったと思うのです。その辺について知っている範囲で教えていただきたいと思います。

(下水道課長) お答えします。

以上です。

現地のほう確認を私のほうしていないので、ちょっとわかりかねるのですけれども、通常であれば同じもののタイプのマンホールを使っているかとは思うのですが、これについてはちょっと確認をさせてください。よろしいでしょうか。

(田中)要するに答弁は後ということですよね。

それでは、違うちょっと質問なのですが、汚水排水の件なのですが、北本と鴻巣の境目は水道料金によって下水道料金が多分決まってはいると思うのですが、あの地域はどっちの水道であるのか。多分ひょっとしたら北本の水道が来ているのかなと思うのですけれども、その関係の料金の関係、料金表というのは当然鴻巣市に合わせるのでしょうけれども、水道水を引くのは北本の可能性もあるので、入り組んだ地域のところのわかっている範囲でお願いしたいと思います。松原。人形もまたいでいるけれども、人形は多分鴻巣になっていると思うので。

(下水道課長)松原4丁目も鴻巣で供給しています。あと人形のほうも 鴻巣で供給しています。

以上です。

(田中)では、下水管の関係で吹上、榎戸を見たのですが、たしか昔は 下水の管が卵形管といって楕円のようなのが吹上が使っていたと思うの ですが、合併した後も今でもそのようになっているのでしょうか。

(下水道課長)卵形管については、現在入っているものに関してはそのまま使っておりますが、新規の場合は通常の丸管で施工しております。 以上です。

(田中) 側溝のふたに関して、今回新しい新型というか、この引き方が窓がある形であったと思うのですが、あれは規定というのは開発に当たっての規定はあるのかないのか。どういうふうになっているのかということをちょっとお聞きしたいです。

(道路課副参事)開発に伴って側溝を入れていただくわけですが、そちらのふたにつきましてこちら、道路課のほうの指示事項としましては、 あちらの窓につきましては腐食しづらいもの。通常でいう元来どぶづけ メッキと言われていたタイプを使っていたのですが、今通常ですとステ ンレスまたはセラミック等で施工していただくようにお願いしております。

以上です。

(田中)向こうでもちょっと質問しようかなと思っていたのですが、普通、角の家があったと思うのですが、人形町のところでは気づいたのですけれども、隅切りがしてあったのですけれども、初めからある隅切りについては建蔽率とかの10%アップとかというのはないのかどうかということです。開発で最初から隅切りがしてあるところを買った人間については、建蔽率は大概少しアップするではないですか。50でも60になるとか、そういう控除はあるのかないのかという質問です。

(建築住宅課長)建蔽率につきましては、角地の場合には10%アップということになっておりまして、土地が角地であれば10%アップすることになります。ただ、基準として道路の角が120度よりも狭くぶつかっていないと角地緩和が受けられないとか、それから全体の敷地の周の長さに対して3分の1以上が道路に面していないとやはり10%の緩和が受けられないというような、そういったような基準にはなっています。これらがクリアされていれば、10%の角地緩和を受けることができます。以上です。

(田中) 今の答弁でもいいのですけれども、要するに最初からでも後からのでも、後からのだと大概今の緩和される部分があると思うのだけれども、最初からああいうふうにしてしまって販売した場合も一応10%のアップが受けられるということでいいのですか。

(建築住宅課長)はい、そのとおりです。

(川崎) 先ほど現地視察を行いまして、このたびは開発事業による帰属ということでの市道認定でありました。人形4丁目が93.7メートル、延長です。また、松原4丁目が107.48メートル、榎戸2丁目が79.49メートルということで合計しますと約280メートル以上というふうになるわけですけれども、こうした開発事業による帰属の市道認定ということはこの近年の推移をどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。要するにふえているのかどうなのかということでお聞きしたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長)平成30年4月1日時点で市の道路は 1,140キロメートルです。それで、毎年更新していくのですけれども、恐らく毎年開発に伴って開発した分がふえていく、廃止したものが減っていくという中では若干ずつ認定のほうが多いように感じていますので、 ふえているのかなと思います。

以上です。

(川崎) これは、道路のことだから、建築住宅課に聞いていいのかどうか、ちょっと聞いてみたいのですけれども、開発事業が要は近年ふえていると思うのですが、自分の中ではふえているというふうに思っているのですけれども、鴻巣市の状況として近年の推移として見たときに傾向としてどの程度ふえているのかということは把握していらっしゃいますか。

(建築住宅課長) 開発の件数につきましては、開発の場合ですと分譲だけでなくて例えば調整区域の分家というのも開発にあるのですけれども、開発の件数としましては30年度が115件ありました。ちなみに、29年度は105件で大体この100件ちょっとぐらいという感じです。このうち開発の道路を含んだ分譲住宅につきましては、30年度は22件ありました。29年度は7件で28年度も7件ですので、昨年度は非常に多い件数になっています。分譲の戸数につきましても、昨年度は実は324件開発がありまして、29年度は126件で28年度が211件ですから、道路を含んだ開発、それから開発の分譲戸数についても昨年度はちょっとその前の年等に比べて非常に多くなっております。

以上です。

(川崎)では、道路課のほうにまたお伺いをしたいのですけれども、改良、改修ということで考えますと、これは余り住宅地の中を通すこと、今回なんかはそうなわけなのですけれども、人形町も松原も榎戸もです。ですので、傷みとしたらば当然ながらほかの同じ市道とはいっても、他の市道とは傷みぐあいというのは当然違ってくるだろうというふうには考えるのですが、これまで開発事業によって市道認定をしていった中でもう既に改修、改良を行っているという例はございますか。

(都市建設部参事兼道路課長)大体舗装というのは10年ぐらいをめどに やっているのですけれども、今のところそんなに目立って開発区域を直 したというのはなく、ただ開発の最中に、松原4丁目みたいにやってい る最中に下がってきてしまっているだとか、そういったものに関しまし ては1年間の瑕疵担保の中で直してもらったりだとか、そういったこと はございます。

以上です。

(川崎) そうしますと、今の答弁でいいますと、確かに松原4丁目見ましたときに下がっているということは私も感じました。それにつきましては、開発業者の瑕疵によるということでこの1年間は当然ながら開発業者のほうで負担をして直すということでよろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長)はい。1年待たずに直してもらって、そうしないと家を売るにしてもなかなか自分の先ほど見た中では家の真ん前が下がっているとなので、やっぱり早目にやってもらおうかなと考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第77号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号から議案第75号までの使用料に係る3議案について、 執行部の説明を求めます。

(都市計画課長)議案73号から議案75号につきまして、一括してご説明 いたします。

議案73号は、鴻巣市都市公園条例の一部改正であります。これは、有料の公園施設に係る利用料金の上限及び行為の許可に係る使用料について、基本方針に基づく改定及び行政財産の使用料に準じた額の改定を改め、令和2年4月1日以後の利用等から新たな料金とするものです。

次に、議案第74号は鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設設置及び管理条例の一部改正であります。これは、使用料等の適正化に関する基本方針に基づく使用料の額を改め、令和2年4月1日以後の使用から新たな料金とするものです。

次に、議案第75号は鴻巣市人工地盤上に設置される公園条例の一部改正であります。これは、行為の許可に係る利用料金の上限について基本方針に基づく改定及び行政財産の使用料に準じた額へ改め、令和2年4月1日以後の行為から新たな料金とするものです。

以上です。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎)では、まず73号についてですけれども、都市公園の条例についてです。ここにつきましては、野球場、スケートパークなどは市民生活を快適にするものだが、個人によって必要性が異なるものですので、選択的、民間的な性質を持っているということから、受益者負担割合を100%としていますので、影響額が大きいと思われます。この都市公園だけで466万2,600円という影響額になっております。特に上谷総合公園は野球場、こちらは年間平均2,840時間で影響額は198万8,000円。同じくスケートパークにつきましては、3,570回で影響額は71万4,000円。同じく

多目的グラウンドは平均で2,260時間、影響額は45万2,000円と影響額が大きくなっております。利用実績は、資料では時間で示されておりますが、野球場及び多目的グラウンドの年間の利用日数や回数の資料があるのかお答えをしていただきたいと思います。また、スケートパークの年間の利用日数についてお伺いをいたします。

(都市計画課長) それでは、お答えをいたします。

まず、野球場に関しましては、ちょっとこれ回数で出ているので、申しわけないですが、年間276回、利用者数とすると1万5,796人です。続きまして、多目的グラウンドの年間につきましては、こちらも回数なのですが、年間376回、人数は1万4,920人です。続きまして、スケートパーク、こちらのほうについては328回で……

(328回の声あり)

(都市計画課長) ええ。こちらのほう、ごめんなさい、スケートパークだけが、済みません、利用日数ということで328日です。4,128人になります。

以上です。

(4,100の声あり)

(都市計画課長)4,128。一部統計の仕方でちょっと日数と回数がありますが、実績でお話をいたしました。

以上です。

(川崎) わかりました。そうしますと、この影響額が大きいということで今後の利用実績がどのようになっていくのかということが気になるところでございますが、この金額が上がったことにより利用実績が減ることのないようにというふうに思うわけなのですが、その見込み、どのように見込んでいらっしゃいますか。

(都市計画課長) こちらのほうにつきましては、実際施設とすると都市 計画課の公園の中にある体育施設ですので、都市公園条例に入っている のですけれども、実質はスポーツ課のほうが運用をしているので。ただ、 スケートコートパーク自体は年々上がってきていますし、今度東京オリ ンピックで当然正式種目にもなりますから、その点は利用が図られてい かれるのかなと思っております。野球場につきましては、真冬についてはクローズの期間がありますので、その期間に応じてちょっとバランスがほかの施設はそういう冬期の休みはないのですけれども、野球場についてはそういうものがありますということを伺っております。実際ヒートベアーズさんとか、そういうちょっと固有名詞出してしまうのですけれども、そういうところの利用も出てきていますので、あとは設備とか、今ナイターも使えますけれども、設備がもう少し充実するともう少し利用の幅が広がるのかなとは思います。ちょっとフェンスの高さだとか硬球使ったりとかして外に出ないようにとか、そのような設備をするともう少し利用のものがふえてくるかなとは思っています。以上です。

(川崎) それでは、議案75号 鴻巣市人工地盤上に設置される公園条例の一部を改正する条例についてなのですが、この人工地盤上に設置される公園というものがどのようなものなのか。そして、具体的にどこを言うのかについて伺います。

(都市計画課長) こちらのほうにつきましては、公園につきましてはすみれ野中央公園といいまして、北鴻巣の西口に駅前広場とつながっているように横長に公園があろうかと思うのですけれども、そこが人工地盤上の公園になっております。

それと人工地盤上ということで下が調整池になっておりまして、その上がいわゆる人工地盤としてふたかけをして、その上が少し覆土をして公園になっているというのがその人工地盤と言われているいわれになっております。面積は資料にあるので、ちょっと後でいいですか。

(はいの声あり)

(都市計画課長) ちょっと時間もあれだと思いますので。

(都市計画課副参事)公園の面積につきましては、4,371平米です。 以上です。

(川崎) わかりました。場所がわかりました。

それで、この内容を見ますと、影響されるのが写真の撮影とか映画等の 撮影などについて額が改定されるわけですけれども、こうしたことでの 利用というのがこれまでどのぐらいの利用があったのかについて伺います。

(都市計画課長)昨年度ですが、映画の撮影については料金の徴収では 1件になっています(P11「人工地盤上の公園では写真撮影と、それから 映画撮影について、こちらについては実績はございませんでした」との 発言あり)。それとあと公園の使用料としては11件になります。 以上です。

(委員長) 暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時48分)

 \Diamond

(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言を求められていますので、許可いたします。

(下水道課長)午前中の田中委員からのご質問の道路上のマンホールの大きさが大きいものと小さいものがあるということと、宅内のますがコンクリート製のものとそうでないものがあるということでお答えしています。通常道路上の公共下水道のマンホールについては、1号マンホールと言われる鉄ぶたが60センチのものが、管理用としてそういったものがセットされているのですけれども、場所によって最上流とか、そういったところに関しては小型のマンホールで大体30センチの大きさのものを取りつけることがございます。

それと宅内のますなのですけれども、通常今塩ビの20センチのものを使っているのですが、昔のやつになりますとコンクリート製のものがあると、そういったものをまだご利用されている場合はそのままのものがあるということになります。

以上です。

(都市計画課長)先ほど午前中最後に川崎委員さんのほうから写真撮影、映画撮影というちょっとご質問がありまして、私のほうでテレビ撮影 1件あるというふうにお答えをしたのですが、こちらのほうでちょっと勘違いしまして、人工地盤上の公園では写真撮影と、それから映画撮影に

ついて、こちらについては実績はございませんでした。先ほどの1件というのは、都市公園のほうでテレビ埼玉さんでテレビの撮影がありましたので、先ほどのものについてはありませんでしたということで訂正をお願いいたします。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(秋谷) 議案の第73号でお伺いしたいのですが、資料の中の使用料の見直しについてというやつの中に、この中で関係する適正化の対象とした条例の中に鴻巣市都市公園条例で関係している施設がばあっと出ているわけなのですが、備考の中に稼働率を踏まえ1.5倍を上限とするひばり野中央公園テニスコートがあるわけなのですけれども、この稼働率というのは大変ひばり野中央公園のテニスコートは利用率というか、稼働率が高いから、もう1.5倍以上は絶対に上げませんよという意味なのでしょうか。

(都市計画課長)ひばり野中央公園については、稼働率については36.4%です。稼働率に比べて利用というよりもどちらかというと算定式を組み込みますと、そちらのひばり野中央公園が実際のところはもうちょっとはいわゆる物件費というほどもあったのです。ただ、これについては、なり過ぎてしまうということもあったのです。なのですけれども、たまたま28年に表面を塗りかえて、ちょっとやりかえたものですから、かなり修繕費上がってしまったのです。3年間の平均を入れますかので、それを入れるといわゆるそれをしょってしまうという形でちょっと高くなるのですけれども、ただそうしませと例えば今まで東町のそこだけちょるのですけれども、ただそうしまであれば計算上の問題ということがいますので、一応値段とすると同じ金額にしたということでこのような書き方にはなっているのですが、稼働率とするとそこまでは上がっていないです。

(秋谷) そうすると、ここの備考の表現がよくないのか。例えば今の説

明だと直近の設備の修繕やら何やらの部分を組み込んで、例えば算定額が想定以上に高くなってしまっているから、1.5倍を上限とするという表現のほうがよかったということかな、今のご説明だと。

(都市計画課長)要は算定式の関係でやっぱり設備とかの金額が普通の年のいわゆる平準化すると確かに3で割ってしまえばなのですけれども、物自体が大きかったものですから、それが結局平均のいわゆる平準化しづらかった施設であったということです。

(秋谷)本会議の中だとそういうような説明でもあればケース・バイ・ケースではないけれども、案件によってはという理解ができたのだけれども、ただここにこういう稼働率と出てしまうと後々よろしくないのではないのかしら、都市建設部長さん。例えばこっちの使用料等の適正化に関する基本方針だと、最後のほうに利用者に対して負担を求めるけれども、サービスの拡充図って稼働率の向上につなげようという考え方なのだけれども、こっちで稼働率を踏まえなんていう話が出てしまっていると余りよろしくなくないかい。

(都市建設部長) 一番最初につくった段階では、多分それでやっていたのだと思うのです。先ほど島村課長がおっしゃるとおり、やってみたらテニスコート結構あっちこっちあるではないですか。スポーツ課が所管しているものもあるという形なので、金額がやっぱりばらつきがどうしても出たという話を聞いていますので、その辺で最終的に本来今秋谷委員がおっしゃるとおり、そこの備考のほうの文言も訂正すべきだったのかもしれないと思うのですが、そのまま残ってしまった。一回は今の形でやった。金額の結構差が出てしまったので、最終的に修正をしたという形を聞いているので、もしかしたら備考のところまでの訂正が間に合わなかったという形かもしれません。

以上です。

(秋谷)人間のやることだから、ある程度はしようがないのだけれども、 これもしの例です。稼働率云々という話で料金の算定のことが出てきて しまうと、例えば指定管理者がやっているところは本来サービスを向上 させるために指定管理をお願いしているという部分もあるので、では指 定管理者のところは稼働率どんどん上げて料金はという話になってしま うではないですか。だから、ここの部分については何かしら対応を考え たほうがいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

(都市建設部長)今回の手数料条例につきましては、最終的に元締めが総合政策になっていますので、一度そちらのほうと協議をした上でという形になるのかなという形を考えております。うち、都市建設部だけの多分問題ではないかな、違うと思いますので、よろしくお願いします。

(秋谷) あと同じ73号のところになるのかな。一番最初の公園施設の設置の許可によるのところになるのかな。何が言いたいかというと、今度東口の駅通り地区の公園ができた場合というのは、あの公園の区分というのは街区公園になるのでしたっけ、都市公園になるのでしたっけ。

(都市計画課長)大きなくくりで都市公園というのがあります。上谷総合公園のようなものが総合公園という部類に入ってきます。今回そこの東口のほうは街区公園というふうに、エルミパークと同じように街区公園とあるのですけれども、大きいくくりの中に都市公園というのがありまして、そこに細分化されている中に総合公園、近隣公園、街区公園と分かれていますので、実際はイコールというか、街区公園というふうになります。都市公園の中にある街区公園です。

(秋谷) そうすると、エルミパークではないけれども、駅通り地区の公園というものにも売店とか軽飲食店とかの要は施設とかを、もしお祭りだの何だのというときに使う場合というのは、例えば何かしらの規定を当てはめることになるわけですよね。それは、逆に言うと今後出てくるのかな。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時10分)

(開議 午後1時11分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) そちらのほうについては街区公園ですので、都市公園

条例に該当しますから、そちらの東口の公園もこの都市公園条例の中に 従って運用していくということは変わりません。

(秋谷) あと75号のほうでちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほどこの75号は北鴻巣駅の西口のあの公園ということになったのだけれども、例えば今その質問した東口の駅通り地区にできるあそこの公園というのは、人工地盤上ではない普通の地面の中にLEDライトを埋め込むから、これには当てはまらないという考え方でいいのかな。

(都市計画課長) 先ほどご質問の中で人工地盤の公園というのは、下が掘り込みの調整池になっていまして、雨水がそこにたまってというような構造になっています。それに上にふたかけではないのですけれども、ふたかけでそういうふうに覆土をしているというのが人工地盤ですので、あそこの東口、ほかも含めてほかの公園については通常の地面にそのまま公園としてつくりますので、あそこは人工地盤ではないです。普通の都市公園の街区公園という扱いになります。

以上です。

ちょっと追加で済みません。先ほどの稼働率というちょっとお話を差し上げた中で、ひばり野中央公園については36.4%という話をしたのですが、ほかの公園を見ますと東町のテニスコートが24%、それからうちの管轄ではない、都市公園ではない運動施設なのですけれども、富士見のテニスコートは19.1とか、あとは常光のテニスコートが10.8、それから天神が34.9というちょっとばらつきがあるので、自分ちょっと低いかなと一瞬ちょっと思ってしまったのですが、ほかの率見ると決して低いところではないのでというところで低いというイメージではないです、稼働率自体はほかのテニスコートから比べて。それ追加でちょっとご説明させていただきました。

(むしろ言わないほうがそれはよかったな

の声あり)

(秋谷) それ言ってしまうとだめなのだけれども。そういう話になると もとに戻ってしまうのです。稼働率で決めたのですかという話になって しまうのです。そうではないのでしょう、部長。 (都市建設部長) 最終的には先ほど答弁したとおり、金額の開きが出た 状況の中で最終調整をさせてもらったという形でございます。

(田中)まず、73号の1のところで公園施設の設置の許可による土地の使用料の関係で売店または軽飲食店というのがあって、それ以外というのは市長が定めるというのがあるのですが、この使用料の関係で市が借りる、市が運営というか、市がやるものに関してはかからないようなのばかり載っていたような気がしたのだけれども、これの使用料というのは単独でどこか借りてやるのか、何か行事のときに借りてやるのかとかというのの具体的な例を示していただければわかりやすいのですが、その辺ちょっとよろしくお願いします。

(都市計画課長)ここに軽飲食業を設置するために土地を借りるという使用料につきましては、今はちょっとないと思うのですけれども、かつて上谷公園にプールがあったときにあの中に売店があったので、それが1つかなと思います。それ以外の通常のお祭りで露天商さんがテントを張ってやるものについては、行為の許可というところで行商等のそこの別な分類のところでお貸しをしているというのが現状です。ですので、建物ではなくて行商さんのテントのところについてはその土地を貸して設置するというのではなくて、行為についての平米当たりでいただくというのが現状です。

(田中) 今説明でもうわかった部分とまだちょっとわからない部分がありますが、祭事みたいなのが、かわさとフェスティバルみたいなのがあった場合というのは今のに当てはめるとすると、最初に言った市がやるとかというのに関してはかからないとかというのに入るのか、団体が一括してやる、行事をする団体が割り振るのかという、これとは全然関係ないのによって値段を決めているのかというのをちょっと聞きたいのですけれども。

(都市計画課長) 市のやるものについては、お金はかからないです。

(田中) それではあるのでしょうけれども、ちょっと運営団体が違うのかもわからないけれども、例えばさくらまつりとかのだと商工会がやって店が出ているとか、その辺のちょっと微妙に違うようなところがある

と思うのですが、その辺ちょっとうまく整理して説明していただきたい のですが。

(都市計画課長) 今言いましたように市でやれば無料です。それで、商工会等になりますと、いわゆる減額措置、減免措置というのを対応させていただいています。まるっきりそうではない露天商組合さんとかというと、いわゆる免除なしでいただいているというのが現状です。

(田中)では、もう一点最後にその点。では、ひばり野まつりみたいな やつというのは区画ごとに多分金いただいていると思うのですが、自治 会か何かがやるというのに対してはどういうふうになっているのでしょ う。

(都市計画課長) 自治会さんのほうでお祭りをやって自治会さんが持ち 寄って住民の方がやるというものについては、お金はいただいておりま せん。

(田中) 簡単に言えば自治会のほうで独自に集めて自治会のほうにお金が入ると、市のほうには入っているわけではないということでよろしい わけですね。

(都市計画課長) はい、そのとおりです。

(田中)では、次行きます。74号だったかな。これの施設というのは、 愛里巣だけなのですか。よくわからないのですけれども、ほかにもいっ ぱいあるのでしょうか。

(都市計画課長)名称が鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設ということですので、休憩施設については愛里巣のみです。

(田中)次、今度は75号です。花壇の貸しというか、一応ここでいうとこの表のところの下の2段、固定式花壇と可動式花壇ということをちょっと聞きたいのですけれども、あそこってたしか区画みたいなので貸していたような気がするのですけれども、固定式というのと、可動式というのがちょっとわからなかったので、その辺のところと何かちっちゃいのもあったような気がするのだけれども、その辺の違いをちょっと説明願います。

(都市計画課長)スポンサー花壇につきましては、総区画数ですと41区

画ございます。面積のほうは、実際花壇ですので、アンジュレーションとかもありますから、升目ではなくてある程度変形ではないのですけれども、それに沿って区割りをしていくので、面積ですと狭いところだと3平米ない2.8平米ぐらいのもありますし、大きいほうですと5平米と超えるようないわゆる区画のものがございます。あとそれが固定式と地面に区割りをしてというのが41区画ございまして、あとテラコッという素焼きの大きい植木鉢みたいなのがあるのですけれども、それを置いてはあるのですけれども、そこは実際スポンサー花壇としてはまだ、まだというか、借り手がなくて実際はそこの下の地べたにある41区画を今スポンサー花壇として運営をしております。ただ、公園にはやっぱまでよい必要ですので、そういうのは貸し出し希望がないのですが、花は植えてはいますが、そこはお金をとっているスポンサー花壇の部類ではないです。

(田中) 申しわけございません。可動式というのは。

(都市計画課長) ごめんなさい。可動式というのは、テラコッタといいまして、要は素焼きの大きい鉢のことです。

(阿部)第73号について、とりあえずさっきから稼働率とかなんとかという話が出ていたけれども、上谷のサッカー場及びテニスコートについては稼働率はどのぐらいなのですか、今回出ていないけれども。

(都市計画課長)上谷総合公園の野球場は61.2%です。

(野球場は聞いていねえんだけどの声あり)

(都市計画課長)済みません、サッカー場は71.1%です。

(テニスコートの声あり)

(都市計画課長) テニスコートは40.7%です。

(阿部) 稼働率は、ほかに比べてかなり高いと判断しますが、そこでなぜこのテニスコートとサッカー場の料金の値上げはなかったのか。

(都市計画課長) 算定式によりまして、2倍以下の場合には据え置きということで、計算式で今の現行料金に比べて2倍から5倍については1.5倍、それから5倍を超える場合には2倍ということがありまして、テニスコート、サッカーについては算定式でありますと2倍以下におさま

っていますので、据え置きというふうな結果になっております。 以上です。

(阿部) たしかサッカー場については、去年か何か芝張りかえたばかりで、かなりあれランニングコストがかかるというふうに伺っているのかるというふうにはやはり受益者負担というのは当然発生してくるのかなというふうにも思ったのだけれども、そういう算定式でもったがこういましたと。やはりこれも何かこの表だけ見せられて、これがこういうなうに上がりました、これがああいうふうに上がりましたといいうことがけで理解が得られるのかなと。サッカー場の場合は特にだけれども、ランニングコストがかかっていることものを下げてでもあがれども、カーよいのではないかなこともものをでけれどはずですよね、利用者は。だとしたら、やはりほかのもでけれどもあの辺上げたほうがいのではないかなとかからないとからなれは、あくまでランニングコストがかかるとかかからないとないう数字が出てくるのか、その辺についてはお答えいただきたい。

(都市計画課長) 一番算定式で数字が出たものについては、結果とすると今この2つの施設については計算上では確かにはなってございません。公平性からしますと、その公式で機械的ではないですが、かかった費用をいわゆる人件費だとか、そういうものの費用から、あとその維持管理、物件費というのはそれも含めて実際はかけて、それから稼働率とかもやって加味をしていますので、公平性には欠けていないとは思っております。

(阿部)公平であってくれればそれでいいのだけれども、やはり見たときに去年サッカー場の芝、莫大な金かけて張りかえたよね。だから、そういったことも当然利用者にはご理解をいただけるのかなと。そういう掛りのかかるやつとかからないやつと一緒くたにして、それで算定して出すと。算定と言ったっけ。算定して出すというのも、結局さっき言われたことは芝を張りかえたことも全部算定に入れているわけだ。

(都市計画課長)現行の料金は、昨年度張りかえたことによりまして

2,000円から3,000円に上げてございます。3,000円に比べて今回算定した額を幾らというふうにしてありますので、既に昨年度に芝生を張りかえた金額とかというものを当初の金額は載ってございますので、当然今回算定しているのは含まれた額を比べて算定をしています。ですので、金額等はこれで正規のものというふうに解釈しております。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第73号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 鴻巣市人工地盤上に設置される公園条例の一部を改 正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求 めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(建築住宅課長) それでは、議案第76号 鴻巣市建築確認申請等手数料 徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これは、本年6月25日に施工された建築基準法の一部改正に伴い、新たに用途の変更に伴う全体計画の認定申請手数料等の額を定めるほか、使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、手数料の額を改めるものです。また、減免に関する規定や文言の整理を行っております。

具体的な改正箇所としましては、まず建築基準法の改正に伴い、新たに加えるのが第2条第13号から第17号です。第13号は、増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料で、第14号はその変更申請手数料です。第15号は、用途変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料で、第16号はその変更申請手数料です。第17号は、建築物を一時的に興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料です。手数料の額は、第13号から第16号がそれぞれ2万7,000円、第17号が12万円です。次に、使用料等の適正化に関する基本方針に基づき手数料の額を改めるものは、第2条第18号の建築台帳記載事項証明書交付手数料で150円を400円とします。これは、県を初め県内のほとんどの市で400円としていることから、これに合わせるものです。また、手数料の減免に関する規定の整理としましては第5条第1項を県の手数料徴収条例等を参考に改正し、第2項に国や地方公共団体から建築計画概要書等の写しの交付の申請があった場合の手数料の免除規定を新たに設けます。本条例の施行は、一部を除き令和2年4月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎)では、建築基準法の一部改正に伴い、新たに用途の変更に伴う全体計画の認定申請手数料等の額を定めるということですけれども、議案資料の新旧対照表、76号資料を今見ております。その13号から17号がその内容ということで今ご説明がありましたけれども、要するに新たに設けられたということでございますので、今まではなかったわけですね。市ではなかったということで、その点が大きく変わるわけなのですけれども、その理由、どのように変わるのか。また、その影響額ということについてお伺いをいたします。

(建築住宅課長) それでは、この全体計画認定ということについて説明 をさせていただきます。

建築当時、法令に適合していてもその後の法令改正によって現行の法令に適合しなくなった建築物を既存不適格建築物といいます。この既存不適格建築物で増築等の工事をする場合には、増築の工事と既存不適格の部分を解消して現行の建築基準法に合致させなければいけないます。その連で行わなければいけないうのが基本になっています。そとに今回の全体計画認定を取得すれば工事を幾つかの工事に分けででまきと工事の間は既存不適格が残っても建物を使用することであります。例えば昭和56年以前の古い耐準基準というようなことになりますはいいのですけれども、まず増築と耐震改修と一緒にやらなければいけないのですけれども、まず増、と耐震改修と一緒にやらなければいけないのですけれども、まず増、と耐震改修と一緒にやらなければいけないのですけれども、まず増、工事を行って、この増築した部分で診療を続けながら既存部分の耐震改修工事を行うというようなことがこの全体計画認定をとれば可能になります。これが今回の13号の部分になります。

15号のほうは、これを用途変更にも適用できるということになっておりまして、例えば事務所ビルの一部を店舗に変更すると、用途変更したいといった場合に、まず用途変更の工事を行って店舗として使うと。例えば翌年2期工事として事務所部分の既存不適格を解消するというようなことが考えられます。

鴻巣市の場合は、限定特定行政庁といって比較的小規模なものしか建築 確認の所管になっておりませんので、例えば診療所の場合ですと木造 2 階建てで200平米以下であれば鴻巣市に申請してもらうと。これよりも大きなものになると、県への申請ということになります。用途変更のほうにつきましては、先ほどの例でいえば鉄骨造平家建てで面積が200平米以下であれば鴻巣市に申請をしてもらうのですが、それよりも大きなものになると県に申請ということになります。いずれにしてもこの認定をとるためには、工事を2回に分けて行うやむを得ない事情というのが必要になってきまして、今言ったように200平米ぐらいの小さな建物ですと、なかなかこのやむを得ない理由というのが難しいのではないかというふうに思いますので、今回可能性としてはないわけではないので、手数料の金額を決めましたけれども、恐らく鴻巣市のほうにこの申請があるということは極めて少ないのではないかというふうに考えております。以上です。

(川崎) 鴻巣市では、このような条例は定めるもののケースとしたらば 余り考えにくいのではないかというご答弁でしたので、影響額としたら ば余り考えられないというようなご答弁でよろしいのでしょうか。

(建築住宅課長)はい、そのとおりです。

(川崎) それでは、(18) のところ、建築台帳記載事項証明書交付手数料につきましては150円から400円ということで250円の増になります。手数料の見直しについて、備考欄に近隣市との比較により改定というふうにありました。ご説明の中でも、県内ではほとんどのところがこの400円であるということでございました。そこでちょっと幾つか聞きたいのが、まずこれは平均61件、影響額は1万5,250円ということでございますけれども、月に直しますと月5件ぐらいの、そのような感じかなと思うのですが、まずどのような内容の事務なのかについてお伺いをいたします。(建築住宅課長)この台帳記載証明なのですが、鴻巣市で建築確認等を

受け付けたものを一覧表にしておりまして、建築主の氏名ですとか住所ですとか、建築確認をとった年月日、番号、そういったようなものが一覧になっております。例えば不動産屋さんが建物の売買をするに当たって、一番いいのは売り主さんの人が建築確認を持っていれば、それを見れば建築確認とっているなというのがわかるのですが、売り主さんが建

築確認を紛失してしまったというような場合に、建築確認をとったことがわからないという場合にこちらに来て調べれば、その台帳から建築確認をとったということがわかる、またはとっていないということがわかるというようなことなのですけれども、それについて証明を出していると。何月何日に誰々が建築確認をとったというような証明を出していると、そういったようなものです。

(川崎) それでは、県内ほとんどのところが400円であるということでしたけれども、これは鴻巣はずっと150円だったわけなのですけれども、県のほうの400円というのはいつぐらいから400円だったのでしょうか。

(建築住宅課長)鴻巣市が特定行政庁になったのが平成12年のときで、 そのときにこの条例を定めたのですが、県のほうはそれ以前から恐らく この事務をやっていたと思いますので、ちょっと県がいつからやってい たかというのはわからないのですが、市については平成12年から150円で やっておりました。

(川崎) それでは、(19)、(20) についてなのですけれども、(19) は道路の位置の指定に係る図面の写しの交付手数料と、20が建築確認概要書等の写しの交付手数料ということでございますけれども、これにつきましても、これまでどの程度平均して、どの程度その人数というか、件数があったのかと、あと影響額ということについては出ますか。

(建築住宅課長)建築位置指定の交付につきましては、昨年度、平成30年度で179件の申請がありました。1件当たり400円ですので、7万1,600円の歳入がありました。

それと、概要書交付につきましては、昨年度384件の交付をいたしまして、 これも400円ですので、15万3,600円の歳入となっております。 以上です。

(川崎) これ確認なのですけれども、これは令和2年からですよね。今 この影響額があったという過去形になっているのですけれども。

(建築住宅課長) ただいまの第19号、道路の位置指定につきましては、 今の条例の第14号、この14号が19号に移ったもので、建築計画概要書に つきましては現在の13号が20号に移っておりますので、これについても 以前から交付している事案です。

(川崎)済みません、それは私が今間違えました。よくわかりましたので、ありがとうございます。

それでは、減免についてちょっと幾つか質問したいのですけれども、今 ご説明があったのですが、手数料の減免については第 5 条、これまでは 総合的設計による一団地の住宅施設の用に供する建築物というのが、今 度は私立学校法第 2 条第 3 項に規定する私立学校の用に供する建築物と いうふうに変わったということなのでしょうか。

(建築住宅課長)この第5条の(1)のア、総合的設計による一団地の住宅施設の用に供する建築物、これを削除しております。これも平成12年に市がこの条例をつくったときからずっとあったのですが、その後県のほうがこれを削除しておりまして、市も今回それに倣って削除しております。

その次のイの公立学校を減免するというこちらが、この公立学校というのは新しいほうのイのところで公共の施設については減免するというような規定があって、これとダブるというか、重なるところがありますので、これを公立だけでなく、公立を外して私立学校だけにしているということで整理をしたものです。

以上です。

(川崎) はい、わかりました。

では次に、大きな2として、第2条、18号から20号までの減免ということについてなのですけれども、それは先ほど申し上げました(18)、(19)、(20) の意味なのでしょうか。

(建築住宅課長)はい、そうです。17号から18号、19号、20号についての免除規定となっております。

(川崎) 具体的にどのような場合が想定できるのか、例を挙げて言って いただけますとありがたいです。

(建築住宅課長)これは、例えば近隣の市から建築、鴻巣市に建っているある住宅の建築概要書が欲しいというような申請があった場合にこれを行うのですが、今まではこの免除の規定がなかったので、照会という

形で先方からある意味公印のついた照会文をいただきまして、我々のほうで決裁をしてこの文書を渡していたということなのですが、やはり手間がかかりますし、場合によっては当日交付できないということもありますので、これを簡略化するためにふだん普通の方と同じように交付ということで、その場で交付できるというようなものに改めるものです。 (田中) 17ね。興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料1件について12万円という、金額大きいので、これの内容についてお聞きします。

(建築住宅課長) これについては、既存の建築物を一時的に用途を変更する、こういった場合に仮設建築物として通常の場合よりも少し基準を緩和して使用許可をさせるというようなもので、例えば第一種中高層専用地域では、事務所ですとか、店舗ですとか、こういったものが建築できないということになっているのです。通常はできないということなっているのですが、のマンションのモデルハウスとか、このマンションがあって、このマンションのモデルハウスとか、このマンションの現場事務所を既存のアパートの一室を現場事務所としたいということですと、本来であれば事務所にすることはできない場所ですから、だめですということになるのですが、この許可をとっていただければこの第一種中高層専用地域でありながら事務所を許可できるというような、こういうものになっております。

以上です。

(田中) もう一点です。

今のことなのですけれども、一応何か急に住宅のところで店舗になっていたりするところが、併設ならいいのかどうかなのですけれども、その辺についてお聞きしたいのですけれども。

(何事か声あり)

(田中) 一種低層住居どうのこうのと言っていましたよね。急にお店を やられるところ結構あると思うのだけれども、それについてこういうの をお金を払って許可をとっているかどうかというのをちょっとお聞きし たいのですが。 (建築住宅課長)本来そこに店舗が建てられない地域、例えばこういった第一種住居専用地域のようなところに店舗を建てたいという場合では建築確認おりないというか、つくってはいけないということになります。今のこれは、あくまでも一時的ということで、現場事務所とか、そういうモデルルームとか、おおむね1年ぐらいのうちにはもとへ戻るというようなことを想定しておりますので、急に店舗になったとすればそこはもともと店舗がつくれる、例えば住居地域とか商業地域とか、そういうところだったのではないかなというふうに思います。

(田中) 聞き方も悪かったのだと思うのですけれども、現実に結構住宅地で、何か・・・普通の住宅だったところ、初めからでなくて、お店になっているところというのは現実にあると思うのですが、その辺では今の許可をとって、要するに許可をとっていないのではないかなというお店があると思うのですが、店舗としてぽんって建つのではなくて、住宅だったのだけれども、途中から変わって、昔はよくそういうのがあったと思うのですけれども、最近でも住宅地でちょっとという、聞き方が悪いのかな。厳密にここが低層住居二種だ、三種とかいうのではなくて、現実にあれというとお店始めたり何かするところがあると思うのですが、それというのは許可をとればいいのか、とっていなくやっているのかということなのですが。

(建築住宅課長)建築基準法では、店舗に変えるのであれば200平米を超えて用途を変える場合には建築確認が必要ですというようなことになっておりますので、もう少し小規模な、50平米とか100平米ぐらいであれば建築確認をとらずに住宅を店舗に変えることが可能です。ただ、その場合でも建築基準法を守るということは必ず必要ですので、第一種住居専用地域みたいなところで100平米の店舗とか、そういうのは違反ということになってしまいますけれども、もともと店舗が建つとこであれば、小規模であれば建築確認をとらずに店舗に変えるということも大丈夫になっています。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長)では、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第76号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 鴻巣市下水道条例等の一部を改正する条例について 執行部の説明を求めます。

(下水道課長) それでは、議案第78号 鴻巣市下水道条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、令和元年6月14日の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠落条項を削除し、あわせて個別審査規定を整備するものです。

また、鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、責任技術者 証の書きかえ交付、または再交付の1件当たりの手数料の額の1,000円を 1,500円に改めるほか、条文の整理を行うものでございます。

また、附則第1項中の平成31年10月1日を令和元年10月1日に改め、附則第2項中、平成31年11月30日を令和元年11月30日に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものですが、第30条の2第1項

第 6 号の改正規定1,000円を1,500円に改めるものは令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いい たします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎)では、責任技術者の書きかえ交付、または再交付、1,000円から 1,500円ということで、これまた平均は3件、影響額が1,500円というふ うに出ておりますが、この内容についてお伺いをいたします。

(下水道課長) お答えします。

鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、現行の手数料の額を見直したことによるものです。今回の基本算定式に当てはめたところ、現行の料金と算定額の差が2倍を超え5倍以内であったため、改定額の上限である現行料金の1.5倍の1,500円といたしました。

以上です。

(川崎) 責任技術者の書きかえ交付という、または再交付というものが 平均3件ということで非常に少ないとは思うのですけれども。ですので、 なじみもないといいますか、ですのでどのような内容なのか。この業務 の内容です。

(下水道課長)済みません、責任技術者の住所の変更や婚姻等に際して 氏名の変更及び責任技術者証の紛失等によるものによって行われるもの です。

(川崎) その見直しということはあるのですか。見直しの時期といいますか。このような住所の変更、氏名の変更、紛失等がなければ、一度これは責任技術者というふうに交付されたら、ずっと生涯持っていられるものなのかどうかということです。

(下水道課長) 更新については、5年に1度の更新となります。 以上です。

(田中)では、一応1点だけ。

今この下水道、責任技術者においての資格の云々だと思うのですけれど

も、被禁治産者、被保佐人でもなれるというふうに解釈していいのです よね。

(下水道課長) 現行の名前だけですと、それだけで資格を失ってしまうのですが、これによって名前だけではなくて、欠格条項の削除を行ったことによって個別の審査規定ということで、必ずしもだめだということではないということになります。

以上です。

(田中)説明の仕方がちょっと煩わしかったのだけれども、要は今はそれに、被禁治産者、被保佐人になっているからといって受検資格なり資格が欠落するということでなく、受けられるし、なることが可能であるというふうに私は解釈したのですけれども、解釈の仕方がちょっと違うのですか。

(下水道課副参事)現行では、成年後見人、被保佐人という、もうお名前で資格がないのですけれども、改正によってそれで登録とかできないわけではない。ただし、それの適正化を図るために削除はしましたけれども、あわせて個別審査規定というものを設けさせていただいて、適正な登録、指定ができるようにさせていただいているということです。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長)以上質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 鴻巣市下水道条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時04分)

 \Diamond

(開議 午後2時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第79号 鴻巣市上水道給水条例等の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼水道課長) それでは、議案第79号 鴻巣市上水道給水条例等の一部改正についてご説明いたします。

これは、令和元年10月1日からの改正水道法の施行により、指定給水装置工事業者の指定に更新制度が導入されたことから、更新申請事務に係る手数料を1件につき1万円として定めるとともに、使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、水道に関する諸証明手数料の額を150円から200円に改めるほか、条文の整理を行うものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものですが、鴻巣市上水道給水条例第36条第1項第5号の改正規定、150円を200円に改める部分については、令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、水道に関する諸証明、これが手数料見直し適正化の対象としてなったわけでありまして、150円から200円ということで、これも平均が16件ということですので、月1回程度というふうに思いました。影響額は800円ということでございますが、諸証明ということでありますが、この内容ということを教えていただきたいと思います。

(都市建設部参事兼水道課長)こちらのほうですが、まず水道料金納入証明というものと水道使用者証明、水道使用状況証明等となっております。使用の用途については、どういった形で必要なのかというのは私ど

ものほうでは調べてございません。

以上です。

(川崎)では、追加するものとして指定給水装置工事事業者の更新について、算定額1万59円が改定額1万円というのは、これは四捨五入で1万円にしたということで、これでよろしいのでしょうか。この50円については。

(都市建設部参事兼水道課長)この1万59円というのは、1万円については一応適正化の基本方針等の人件費のところは使わせていただいて、職員の業務量を考慮して1万円、1万59円という部分になっております。以上です。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼水道課長) その端数については、切り捨てて1万円 ということでさせていただいております。

以上です。

(川崎) それでは、このことにより、更新をすることにより、これまではなかったわけですので、更新が、工事事業者にとっては5年ごとに1万円の負担が当然かかるようになるわけです。この影響額の見込みは幾らでしょうか。

(都市建設部参事兼水道課長)今現在指定工事店の登録者が335件あります。ただし、過去3年間に市内の工事を行った業者は137社です。残り198社については、過去3年間において一回も工事を行っておりません。したがいまして、この335件が全て次の更新のときに更新するかというのが確定しておりませんので、過去3年間行った業者さんは確実にしていただけると考えますと、137万円になるのかなというふうに考えております。それ以外については、実際に鴻巣市に指定を届けるかどうかというのはわからない状況です。

以上です。

(川崎) そうしますと、登録が137社ということで、これまでは市民がどこに頼もうかといったときに335社が出ていたわけでして、そこから探すというのは非常に大変なことだったわけですけれども、このことにより

少なくとも137社に絞られるという、まず1つはメリットといいますか、探しやすくなるということはあるかと思います。そのほかに市民にとってのメリットというのはどのようなものがあると考えていらっしゃいますか。

(都市建設部参事兼水道課長)今回の指定更新には、今までの主任技術者が選択されていて工事ができるかという審査が、鴻巣市指定給水装置工事事業者規程というのがあるのですけれども、これに基づいて今指定のほうはしています。この部分を少し改定しまして、これから改定することになるのですが、その中に水道協会等の他団体等の研修を受けているかとかというのも審査項目に入れる予定です。また、あと業者の技術力を把握する上で水道メーターより道路側の工事ができるか、あるいは宅内側しかできないか等の確認もさせていただく予定です。

いずれにしましても、この情報を業者さんを決めていただく利用者へ情報公開して、選びやすくできる資料として公開させていただく予定です。 以上です。

(川崎) 今の例としておっしゃっていただきました技術力をはかるものですとか、また研修を受けているかなどということでありますけれども、そうした情報の中に、過去3年間の間に、何社まではできないかもしれない、工事をやったことのあるという、そうした内容というのはどうなのですか、それは入れられないのですか。

(都市建設部参事兼水道課長)水道業者さんの中で広域でやっている業者さんもいますので、例えば鴻巣では何件というのもあるし、行田へ行けばもっといっぱいやっている。規模が件数でちょっとはかられにくいのかなと思いますので、その部分については考えておりません。 以上です。

(川崎)では、今おっしゃったような項目ということにつきましては、 一つの情報ということになるわけでありまして、市民にとっては業者を 選ぶ際に参考になる情報になるわけですけれども、その公開ということ につきましては、例えばホームページ上で公開されるとか、あとはどの ようなことが市民の側からすると情報として得られるのか伺います。 (都市建設部参事兼水道課長) 今も指定工事店の業者さんについては、 氏名とか住所とか電話番号についてはホームページ上で公開しております。そこの部分で項目を設けまして、例えば先ほど言った道路ができる、 できないとかという、丸印とかという形でリスト化したような情報で出 していきたいと考えております。

(秋谷)議案資料を見てちょっと気になったところが1つだけ出たのですけれども、議案資料で新旧対照表のところに加入金の欄がありますよね。第8条のところの100分の108あるではないですか。例えばこれ消費税分だと思うのだけれども、料金についてはメーターがまたがっているところがあるから後ずれして、後から料金確定したのから10%というのは前に聞いたと思うのだけれども、ここのメーター部分は108、要は8%のままでいいのですか、せっかく条例改正するのに。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼水道課長)施行が10月1日になっていますので、施行前の部分ということ……

(これ自体がの声あり)

(都市建設部参事兼水道課長) はい。

(じゃ、もう直してあるんだの声あり)

(都市建設部参事兼水道課長)はい、3月議会で直してございます。

(秋谷) はい、わかりました。では、オーケー。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第79号 鴻巣市上水道給水条例等の一部を改正する条例について、 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

(休憩 午後2時16分)

 \Diamond

(開議 午後2時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算 (第4号) のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎)では、21ページです。交通安全施設整備事業ということで、通学路の安全対策工事を行うものでした。消えかかっている路面標示を新しく設置し直す等のご説明がありました。そこで、これは通学路ということでございますので、小学校というふうに考えてよろしいのかと思いますが、よろしいのでしょうか。小学校の区域につきましてお伺いをまずいたします。

(都市建設部参事兼道路課長)今回やる路線が4路線になります。まず最初が松原小学校の区域内、これは主要道路、県道なのですけれども、さいたま鴻巣線と荒川通線の間、通常分家通りと言われている場所なのですけれども、そこにグリーンベルトを125メートル、ドット線、破線、それを60メートル、路面標示で「学童注意」というものを1カ所、滑りどめ舗装、ベンガラ舗装と言われている赤いやつを1カ所、これが松原小学校になります。

次に、広田小学校、これは茜通りから広田小へ向かうところなのですけれども、ここにグリーンベルトはないところだったので、グリーンベルトを引いてほしいという学校からの要望がございまして、グリーンベルトを100メートル、学校の近くのところに引きます。それと、外側線も380メートル引く予定でございます。

3番目が、もう一つ広田小学校なのですけれども、これは区画整理地内のほうにアバンセというスーパーがあるのですけれども、あっちのほうの外側線、消えかかっているやつ、ほぼ消えているやつなのですけれども、それを行います。書き直しが600メートル、新規に200メートルの外側線、白です。それを引き直しと新設になります。

最後に、吹上小学校区域内、吹上富士見4丁目地内にあるのですけれども、場所が吹上富士見4丁目にミニストップがあるのですけれども、吹上の庁舎の近くのミニストップ、そこを南に向かって大芦方面なのですけれども、ここの外側線がかなり消えているので、ここ距離長いのですけれども、250メーターの両側2カ所、250メートル掛ける2だから500メートルぐらい直させていただきたい、そういったことで計上させていただきました。

以上です。

(川崎) 今範囲についてもお話をいただきました。小学校の通学区域というのは広くて、ただ、今お話がありましたのは、割合に小学校に近いところの通学区域になっているのかと思いますけれども、もしわかれば、小学校までの距離というのがどのぐらいのところでやるのかわかりますか。

(都市建設部参事兼道路課長)学校からの距離は正確にはわからないのですけれども……わからない。済みません。

(川崎) 今なぜそのようなことを聞いたかといいますと、通学区域は非常に広いのです、どこも。皆さんも小学校まで歩いて20分とか、歩いて30分というふうに行くところも全てやはり通学区域になりますので。ただ、今お話を聞きましたところは割合に小学校の近くをやるのだなというふうな認識でおりましたので、それは大変結構なことなのですが、逆

に遠いところの通学区域に関しても、遠いからこそ危ないということも ございますので、こういうところも今回の補正にはもちろん上がってい ないのですが、非常にやっぱり重要なところだというふうに思っており ます。ですから、距離に関係をしてやるということでなく、重要なとこ ろは、小学校に近くても、またあるいは遠くても、遠いからこそ危ない ということもございますので、その辺何か上がってきている情報という のはありますか。

(都市建設部参事兼道路課長)最初にご説明させていただきたかったというか、すればよかったのですけれども、まず今回のやつは学校のほうからの要望が強かったところを選ばせていただきましたので。また、その奥というか遠くのほうもまた、小学校の人数だとか、そういったこともあると思うので、教育委員会のほうから来れば、またちょっと検討させてもらって進めていきたいと考えております。

以上です。

(川崎)では次に、31ページです。こちらのほうは、やはり道路課になります。道路改修事業、また道路改良事業ということでお話がございました。この道路改修と改良の、まずこれ意味合いが当然違うわけなのですけれども、今のご説明によりますと、道路改修事業ということで、舗装の老朽化に対して行うということで言っていただきました。まずこちらをどのところをやるのか、またどのような内容の工事をやるのかをまず1点、道路改修事業ということでまずお聞きいたします。

(都市建設部参事兼道路課長)それでは、改修工事なのですけれども、その前にちょっと先にあれなのですけれども、改修工事と改良工事で今回の特徴としましては、両方とも共通なことなのですけれども、改修が6件、改良が4件なのですけれども、今回はこれまで要望、苦情とかいただいている中から、特に小学校の通学路や危険な交差点、また大雨などで水がなかなか引かない箇所、それとあと何度も補修を繰り返している箇所、うちのほうで補修で穴埋めたりだとか、そういったことが頻繁にあって、もうこれはちょっと大きくやったほうがいいのではないかと、そういった箇所について10カ所選ばせていただきました。

それでは、まず改修工事についてご説明申し上げます。最初が市道Aー1027号線、逆川1丁目地内なのですけれども、荒川左岸通線、マツモトキョシだとかヤオコーだとかあるところの荒川左岸通線のところなのですけれども、これは苦情が多い原因が、大きい車が頻繁に通るということで、振動、騒音が大きなのが来るということで、道路が横断的にひびが入ってしまっているところがありまして、それのドカンというあれが、そういう苦情がありましたので、そこが1点目です。

2番目が、市道 E — 298号線、箕田字富士山地内なのですけれども、これは箕田幼稚園の前なのですけれども、そこにことしの4月からフラワーバスの停留所ができまして、そこのところがくぼんでいて水たまりができていると、また補修も繰り返しているということで、園児やバス、ご利用になる方の安全な通行を確保するため、次年度を待たずに補正で上げさせていただきました。

3つ目が、市道吹560号線、鎌塚字八丁川原地内、これは行田東松山線が通っているのですけれども、そこから鎌塚、下忍のほうに向かっていく新幹線の側道になります。新幹線の側道も補修を繰り返していて、なかなか手に負えなくなってきたので、鴻巣のほうの新幹線下というのはだんだん整備されてきたのですけれども、吹上のほうが余り補修をちょっと繰り返していたので、思い切って今回上げさせていただきました。

4番目が、市道川 3 号線、屈巣字薬師前地内、これは屈巣小学校の児童が通学路としているところなのですけれども、川里中央通りと呼ばれる幹線道路で、大型車も含めて車両の通行量も比較的多い場所です。

次が5番目、市道川4号線、新井字田島地内、これは第10分団消防小屋の前の舗装なのですけれども、劣化、沈下がひどく、側溝との段差で排水機能が損なわれ、降雨時には大きな水たまりが発生している状況というところです。これは、沈下による冠水対策ということになります。

6 件目なのですけれども、これが市道 A — 2051号線、愛の町地内、これは赤見台中学校と小学校、赤見台第二小学校の通学路に指定されているところでございます。これは、全線を通して調整池側の、今度は縦断的にわだちができていて、晴れた日の見た目ではそんなに亀甲、亀の甲羅

みたいに割れているわけではないのですけれども、わだちができている 関係で、雨の日に車が通ると、通学している子どもたちに頭からびしゃ っとかかってしまったというクレームもございまして、これも教育委員 会のほうから言われたのですけれども、その関係で今回補正で急遽上げ させていただいたものです。

改修については、以上6カ所でございます。

(川崎)では、続きまして道路改良事業ということで、これは 4 路線というお話でございました。こちらのほうの場所と、あと改良の内容についてお伺いいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 1 件目が、これも赤見台中学校と、赤見台第一小学校の通学路になっているところなのですけれども、市道 A 一1025号線、赤見台4丁目地内になります。ここは地下埋設物の影響を受けていると想定される舗装のひび割れ、段差等で振動の苦情があり、自治会長を通じて要請を受けている場所でございます。再度の劣化を防止するため、ひび割れが発生しにくい舗装、改質Ⅱ型という舗装で改良を行う予定であります。早期対応のため、次年度当初を待たずに補正に上げたものです。

次が、市道A-122号線、人形4丁目地内、これは先ほど認定のときに行った、一番最初に行ったところのコの字のところを、スーパーのマミーマートがあると思うのですけれども、マミーマートのほうに行ったところの北本市との境にある変則な交差点なのですけれども、そこを交差点安全対策として実施するものです。6月29日に用地の隅切りの買収といいますか、それが契約になりましたので、そこをちょっと拡幅することによって、歩行者のたまり場かできるので、そこで安全に通行ができるのかなと。それと、警察のほうと7月に協議しまして、歩行者の安全のためにその工事をやるのであれば、安全のためにガードパイプを新設、また路面標示等の改良の要望がありまして、それらを今回実施したいと考えております。

3点目です。3路線目です。市道G-212号線、神明2丁目地内です。これは、国道17号沿いにアベイルという若者向けの洋服屋さんがあるとこ

ろの……

(女性用の声あり)

(都市建設部参事兼道路課長)女性用でしたか。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長)若者用でいかせてください。

(しまむらの若者用の声あり)

(都市建設部参事兼道路課長)若者用……アベイルのところの手押し信号がある交差点なのですけれども、そこで平成30年10月13日に死亡事故が起こっております、国道17号での。そこの押しボタン式の信号を押して渡ろうとしていた64歳の主婦をはねてしまった。そこで死亡事故になって、警察の現場診断が行われて、現場診断に集まったのが県警本部で、発宮国道事務所、鴻巣市で、その4者で協議をしまして、鴻巣警察部からは大宮国道に対して、国道17号に減速マークをかけ、要望されております。鴻巣警察には、信号機をLEDにかえる、停止線を描されております。鴻巣警察には、市道に「止まれ」を描き直しということで、市に関しましては、市道に「止まれ」を描き直とにやってしまおうかと思ったけれども、描き直させていただきたいと思いれ、今回新年度予算でなく、今回の補正で対応させていただきたいと考えているところでございます。

4番目が市道 I — 240号線、郷地字本戸地内、これは冠水対策でございます。地域懇談会等でもたび重なり改善の要求が来ていたところなのですけれども、排水機能が、排水構造物がないものですから、いつまでたっても水が引かないというところなので、今回ちょっとやらせていただきたいということで計上させていただきました。

以上が改良工事の場所になります。

(川崎) それでは、同じ31ページになりますけれども、建築住宅課のほうで先ほどご説明をしていただきました。市住宅施設維持管理事業についてです。こちらのほうにつきましては、松原団地のお話をしていただ

きました。退去に伴うリフォームということでございましたけれども、これ毎年あるのではないか、件数が、たくさんの戸数がありますので、毎年このような退去ということがあるのではないかと思うのですけれども、退去に伴うリフォームということではおよそ何件ぐらい行っていることなのか伺います。

(建築住宅課長)退去後のリフォームにつきましては、平成30年度は 12件、約587万円行っております。今年度につきましては、8月末の時点 で7件、126万円を行っております。

以上です。

(川崎) これ前お聞きしたときに、今回補正がこの時期であるわけなのですけれども、その理由といたしましては火事等もあったということでございました。毎年大体いつごろこうした補正というのは行っていらっしゃいますか。

(建築住宅課長) 通常は12月に補正をお願いしております。

(川崎) 特に12月に補正を行う理由というのは何かあるのでしょうか。

(建築住宅課長)施設の修繕料につきましては、毎年おおむね800万円の当初予算ということでお願いしているのですが、大きなものとしてリフォーム、先ほどの退去時のリフォームなのですが、これを入居者が退去した時点でリフォームを行うというようなことで、なかなか当初予算で件数を正確に予想するのが難しくなっています。また、修繕につきましても、やはり入居者からの要望で修繕を行うというのが比較的多くて、これにつきましても当初の正確に金額を算定するのが難しいというような状況で、上半期の様子を見て、毎年は12月に補正をお願いしているというようなことになっております。

(川崎) 市営住宅につきましては、待機人数というのでしょうか、なかなかすぐに入れるという状況ではないかと思いますけれども、それぞれ 待機人数というのは現段階で出ますか。

(建築住宅課長)待機の人数につきましては、昨年度、30年の末の段階で待機者が10名いらっしゃいます。

(川崎) それは、市営住宅全体で10名という数なのでしょうか。

(建築住宅課長)はい、そうです。

(川崎) リフォームしましたら、すぐに入居をしている状況であるとい う考えでよろしいですか。

(建築住宅課長)退去者があって、そこに退去待ちの方がいて、入居が決まった時点で行っております。できるだけリフォームと、それからクリーニングをやっておりますので、新しいきれいな状態で入っていただくのがいいと思いまして、退去して、待機者がいなければしばらく置いておきますけれども、入居者が決まった時点でのリフォーム、クリーニングというふうにしております。

(川崎) 例えば震災あるいは火災などのどうしようもない理由で住居を失った方たちの一時的にいる場所として、こうした市営住宅というのはある程度あけておくべきというような、このような決まりというものはあるのでしょうか。

(建築住宅課長)市営住宅は、法令上は住宅に困っている低所得の方に住宅を供給するということが目的でして、そういった災害の方の入居を目的としているわけではないので、もしそういった方を入れるということになると、目的外使用というようなことになります。特に市ではそういったような定めはしていないのですけれども、現状としては松原団地のうちの1部屋をそういった形で、火災等で急に住むところがなくなって困っているというようなときのために1部屋だけあけております。

(川﨑)それは、ずっと同じ部屋ということなのでしょうか。

(建築住宅課長)同じ部屋をあけております。

(秋谷) おおむね今の質疑で済んだのですが、1カ所だけ都市計画課で下忍の第二公園のお話があったと思うのですけれども、もうちょっと詳しく内容のご説明をいただいてもいいですか。購入する予定の面積がどれくらいとか。

(都市計画課長)場所のほうは17号から新幹線のほうに、ちょうど筑波橋という元荒川の橋がNTTという線路に近いところから真っすぐ17号抜けて、下忍の下水の中継ポンプ場があるのですけれども、そこに隣接している公園でございます。購入する面積は332.45平米を購入いたしま

す。先ほど昭和56年に都市計画決定というのを当時の吹上町のほうでやっておりまして、今回用地を取得させていただく部分も含めて都市計画決定をしております。ただ、現在に至るまで買収というかできなかったというか、されていないものですから、今回地権者の方がお譲りしてくださるということですので、購入するということになりました。

実情ですと、その方はもともとは吹上の方なのですけれども、相続をされてそこの土地がありました。ただ、現在は東京のほうに住まいとかご住宅とか、あとお子さんも東京のほうにお住まいで、持ち家を持っているということで、もう70を過ぎる年齢でもあることから、今回処分というか、したいと。この関係については、いろいろ公園のすぐ隣なものですから、境界とか確定するために公園台帳をつくろうという形で話を進めていまして、その中で購入してもらえるのであればという話の中で話は進めてきたものでございます。

(秋谷) そうすると、都市計画決定からかなりの時間を要したわけなのだけれども、特別な何か事情があって買えなかったのでしょうけれども、 その特別な事情というのは地権者のご理解が得られなかったということ なのかな、今の今まで。前の、要は相続を受ける前の方のご理解が得ら れなかったということかな。

(都市計画課長)当初、そこの土地を含めて3区画ありました。ちょっと地図を見ていただくと、今地図はないと思うのですけれども、奥から1軒、2軒、3軒目というので、今道路づけのところが残っておりまして、裏の2区画については昭和のときに吹上町さんとの間で取得をされていると。相続されたときに、昭和46年に相続をその方は受けたのですけれども、そのときはまだお若いせいもあるでしょうし、もともと吹上の方でしょうから、そこに家をつくりたいということでいろいろ開発行為だとか、農転の許可とか申請を出して、その申請もおりていました。それで、2つをお譲りいただいて、残り1区画というのは、なかなかいい土地がなかったという話もあって、その方自体は今東京にお住まいなのですけれども、結構地方でいろいろ転勤とかされている方だったので、要は余り執着はないという意味ではないのですけれども、私どもも自分

もそうなのですけれども、公園台帳をつくっていろいろ調べている間の中で、これ凍結してあるのだけれどもという、そういうようなところですので、自分も何年か都市計画課にお世話になっていますけれども、その時点でトラブルがあってなかなかできないとか、そういう認識のところではなくて、ちょっと双方がなかなかそういう話にテーブルに着けなかったというのが実情かなと思います。しょっぱな、一番始まりは、余りいい土地が見つからなかったということもあったというのは本人から伺っております。特にそれだけぐらいかなと思っています。

(田中) 何点かお伺いいたします。

まず、31ページの道路改修と道路改良事業についてなのですが、先ほどの説明だと学校からの要望等によりということを説明の中にあったかと思うのですが、地域性は鴻巣地域、吹上地域、そして川里地域が入っていて、偏りはないかと思われますが、こういう要望等、当然議員も要望等としていると思います。また、川里支所長、または吹上支所長なども窓口あたりでいろな地域の要望を聞いているかと思うのですが、そういった案件についての要望等は生かされる可能性というのはどの程度あるのでしょうか。今回ほとんどPTAないし学校の要望ということであったので、そのほかの人の要望についての取り組みはどのように考えているのかお聞きします。

(都市建設部参事兼道路課長)いろんな要望をいただいているのですけれども、その中でこちらで確認しながら、またやっているのですけれども、今年度も当初予算のほうで鴻巣の南小だとか、東小だとか、吹上小学校のところだとか、そういったところでやりながら、当初やったところと、あとその後に来たところということで、確認しながらやっております。

以上です。

(田中) それでは、ちょっと聞き方を別の角度から聞かせていただきますが、どういったところからの要望が多いのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長)要望は多岐にわたっておりまして、もち ろん学校からもありますし、一般の方からもありますし、地域懇談会だ とか、そういったところからもございますし、また道路パトロールとか日常行っているやつだとか、あと隔週で道路課のほうでは道路パトロールということで、2人組になって、道路補修材を積んで、穴埋めだとか、危険な交差点だとか、今盛んに言われております通学路だとか、あと園児のお散歩をするところだとか、そういったところを点検しながら情報を収集しております。

以上です。

(田中) 当然今の件についてなのですが、優先順位というのに関しては、 当然悪いところから安全についてのものについてどうしても直さなくて はならないだろうという判断のもとに、執行部のほうで考えてしている のだと私は推察するのですが、そのように考えてよろしいのですか。

(都市建設部参事兼道路課長) おっしゃるとおりで安全第一、一番危険なところからやはりやるのが当然だと思いますので、そういったところから手をつけております。

以上です。

(田中)次に、建築課のほうの住宅の関係なのですが、ちょっと今松原団地というのが私の頭の中では3つあって、どれなのかなというのがわからなかったのですけれども、5階か4階の小松のあたりの団地と、一戸建ての小さいちょびっとあるやつと、あともうちょっと中村管工のほう入っていったところがあった、市営住宅があるのだと思うのですが、どれのことを言っているのだかちょっとわからなかったのですけれども、そこについてちょっと詳しく教えてください。

(建築住宅課長) 今委員さんおっしゃられたのは、多分一番最初に言われたのは小松団地ではないかと思います。 3 階建てが 2 棟建っている……小松団地は 3 階建て、鉄筋コンクリート造の建物が 2 棟建っているのが小松団地です。 2 番目に言われた木造のというのは、原馬室第二団地といいまして、木造の戸建てのものと、それから長屋式のものが建っています。それと、松原団地というのはそれよりはもう少し駅に近い、駅、鴻巣……

(何事か声あり)

(建築住宅課長) 愛宕、そうです……

(何事か声あり)

(建築住宅課長) そうです。そのとおりです。鉄筋コンクリート造の3階建てが3棟と、平家建てが1棟ある、深井の交差点から入っていって、JRを渡って、愛宕公民館のほうへ向かっていったところにある市営住宅になります。

(田中) もう一点、最後、それに関してだと思うのですが、土どめ調査 手数料というのが多分あったと思うけれども、説明の中、いいのですよ ね、団地の関係の工事の調査手数料ですよね。どういったものをやる予 定での、どういった関係での土どめなのかなというのをちょっと聞きた いのですけれども。

(建築住宅課長) この松原団地のフェンスの修繕の内容なのですけれど も、実はことし6月に松原団地駐車場の北側の隣地の方から連絡があり まして、駐車場の土どめブロックの一部が欠けているという連絡があり ました。実は、この方のお宅というのは比較的古いお宅で、庭も草が結 構繁茂していたのですけれども、ことしになってから建てかえまして、 庭を整備したところ、こちらの市営住宅の土どめブロック、大体高さが 40センチから50センチぐらいのものなのですが、そこの一部が欠けてい るというようなことを見つけたということで連絡がありまして、建築住 宅課の職員が現地を確認したところ、確かに欠けているところがあると いうことで、実はこの土どめブロックの上にフェンスがついているので す。そのフェンスの支柱の足元の部分が欠けているところがありまして、 その周辺も確認したところ、何カ所か欠けているというようなところが ありました。この土どめブロック自体はひび割れもないし、大きく傾い ているわけでもないので、これが倒壊するということはないだろうと考 えているのですが、フェンスの支柱の足元が欠けていることから、もし 仮にこのフェンスに誰かが上ったりした場合に、このフェンスがちょっ と倒れたりするというおそれがあるということで、ちょっと今回早急な 対応が必要だろうというようなことで、この補正予算を上げさせてもら ったのです。

そのフェンスの改修方法を検討する中で、今このブロックにフェンスがくっついていますから、一体このブロックの構造がどうなっているのだろうということを確認するために一部を解体しまして、ブロックの中の鉄筋がどのようになっているかと、ちょっと古いブロックですので、基準どおりにできているかどうかという不安がありましたので、ブロックの一部を壊して確認をしました。その結果、鉄筋が40センチ間隔で入っておりまして、鉄筋自体もさびがあるとか、溶けているとかいうな状態でなくて、比較的いい状況でしたので、ブロック自体につきましては部分的な修繕を行うと。フェンスにつきましては今回新たに基礎を設けて、フェンスをつけ直すというような改修方法というようなことで今回の補正予算を上げさせてもらいました。

以上です。

(阿部)やはり31ページの先ほどの下忍の公園の件なのですけれども、これはたしかポンプ場の改修工事か何かやるときに、大型の重機が入ったりしたことがあろうかと思います、あの公園に。そのときに何か地主とのトラブルがあったやに私は聞いたのですけれども、そういうことが、これは全部購入したことによって解消できたと、これは買ってよかったなというふうには思います。その中で、購入した面積は332.45平米だという話でした。そうすると平米単価幾らで買われたのか、その辺をお聞きします。

(都市計画課長) 一応今積算上載せているのは……

(阿部) 買われたでなくて、買うのか。

(都市計画課長) はい。予定、1万8,000円です、1平米当たり。

(阿部) あそこは、たしか市街化ですよね。あの公園の部分は。

(都市計画課長)前面の道路から17号寄りは市街化区域です。今回の公園の部分は調整区域です。そこの道路のところで調整、市街化が分かれています。なので、公園は調整区域になります。

(阿部)平米1万8,000円だということは、坪単価で5万五、六千円ということになるわけだ。それで、購入したということは非常に私は歓迎している。あそこは、たしかポンプ場の改修のときに重機が入っていいの

悪いのという話があって、それから資材置き場にするにもまこと難儀したというような話も前に聞いた記憶があるのだ。だから、今度またポンプ場が修理を要するときになって、またそういう問題が発生したのでは困ったなというふうに思っていたところが、こういうことで解消できれば、それにこしたことはない。私は評価している。

以上。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算 (第4号) のうち本委員会付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 令和元年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

田中委員、よろしいですか。

(田中)では、北新宿のほうの、一応北新宿第二土地区画整理事業のほうの状況等についてはどのような進捗になっているか……

(何事か声あり)

(田中) 6,757万5,000円、これ説明、では……

(何事か声あり)

(田中)なかったですか。では、9ページの22、補償、補填及び賠償金についての物件移転補償料についての6,757万5,000円についての内容についてお教えください。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)当初予算の中では8件ほどの物件移転を予定していたのですけれども、実際に今年度の単価といいますか、6月までに買わないといけなかったものが2件ほどしか買えなかったものですから、その買えなかったぶりの単価入れかえというのが残りの分に発生してしまった増のぶりと、あと新たに補助金がふえたことによって5件ほど物件をどかすような形で今回補正をさせていただくような形で考えております。

(田中) 8件と言っていたのですが、実際にやったものとやらないものの数がちょっと合わないような気がしたのですけれども、もう一回お願いします。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)当初予算上、用地交渉といいますか、物件を移転するに当たりまして4月から交渉したものわけなのですけれども、6月までで前年度に補償の金額を算定したものというのが使えないものですから、そこまでにやはり建物をどかしたりとか、そういう話がありまして、なかなか契約までに至らなかったので、実際に契約が調ったのが2件ということで、その後に、まだこれ今もとかれかえさせていただいて、今単のですけれども、今単価のほうを入れかえさせていただいてすが、今回新たに7月の新しい単価のときに諸経費とかそういったものが見直ところがありましたので、それがちょっとかなり上がってしまっているというのがあったものですから、その増額分と、新たに補助金が多くいたがけた部分に関しまして、5件ほど新たに建物移転をさせていただくような形で今進めようと思っているところです。

当初に8件だったので、追加で5件やりまして、実際今年度やらせていただくのは13件という形で進めたいと思っております。 以上です。

(阿部)とりあえずは現在までの北新宿の進捗率と、もう一点は、全くこの議案とは関係ないかもしれないけれども、北新宿今、生涯学習施設をつくっていると思うのだ。その生涯学習施設をつくって、あれだけ大きな工事をやったわけだから、周辺の道路にひびが入ったとかなんとかという問題は現在起きていないのかどうか。また、ひびが入れば入ったなりに、これはまた工事の、工事請負会社の責任になるのか、あるいは区画整理事業者である本市の責任になるのか、その辺も含めてだけれども、そういう、道路に亀裂が入ったとかなんとかという問題は今のところ確認されていないのか、2点聞きます。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)まず、進捗率なのですが、総事業費ベースで現在30年度末になりますが、61%ほどになっております。

先ほどのひび割れ等に関しましては、実際道路を大型車両が通ったりとかしておりますので、簡易舗装をしていた部分といいますか、防じん舗装なんかしているところとか、もともと舗装があったところを亀裂とか、そういった部分があったところにつきましては、現在担当部署と協議をさせていただいて、うちのほうでこれから舗装しようと思っていたところと、もともと舗装されていて、そういうふうにちょっと壊れてしまったようなところについては、担当部署のほうで直していただけないかというような形で今話をしています。

(阿部)では、実際にあったということなのだ。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)舗装が少しひび割れたりだとかというようなところはありますので、そういった部分については舗装のやり直しといいますか、そういう大型車両が通るような構造になっていない部分も6メーターとかだとあるものですから、入ってくる都市計画道路みたいな、12メーターとか、そういった道路に関しましてはそういう大型が通ってもいいような構造になっているので、特にそ

ういったことはなかったのですけれども、6メーター道路に関してはそ ういったことがありましたので、そこの部分の舗装のやりかえのお願い はしております。

(阿部) それと、周辺の住宅については一切苦情はなかったのかな。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 私どものほうには特には来ていないのですけれども、担当部署のほうに来ているかどうかというのはちょっと確認をしておりません。

(阿部)では最後に、そうすると周辺の住民のお宅、民家には、それこ そ工事をしたことによる損害は発生していないというふうに理解してい いのかな。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) ちょっとその辺までは確認はしていないのですけれども、特に壊れて直してほしいというふうなことは、うちの事務所のほうには入っていないような状況です。

(阿部)家の中にビー玉を置いて、置いた状態で自然に転がっていって しまう状況になかったうちが、そういうことになってしまうと、必ず後 々苦情のもとになるわけだ。だから、そういったことも最終的には確認 をして、周辺住民から文句の出ないような状況をつくっておく必要もあ るのではないのかなというふうに思います。

以上。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第93号 令和元年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業

特別会計補正予算 (第1号) について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち 本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(何事か声あり)

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時18分)

(開議 午後4時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。月曜日は、午前9 時から開会いたしますので、よろしくお願いします。

本日はお疲れさまでした。

(散会 午後4時53分)